

長岡第六小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 名 称

この会は、長岡第六小学校PTAと称し、事務所を長岡第六小学校に置く。

住所 長岡京市長岡2丁目3番1号

第2条 組 織

この会は、長岡第六小学校児童の両親または保護者と、同校に勤務する教職員で組織し、入会及び退会については任意であるが、取り扱いは下記のとおりとする。

1. 本会は原則として本校への入学または赴任をもって入会したものとみなす。
2. 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
3. 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となるほか、本部役員会に退会届の提出を行い、退会することができる。

第3条 目 的

この会は、会員が協力して、教育の向上を図り、児童の幸福な成育を助長するとともに、会員の教養と親睦を深めることを目的とする。

第4条 活 動

この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校、家庭、地域社会の教育環境改善を図る活動
2. 会員相互の研修、親睦を図る活動
3. その他、この会の目的達成に必要な活動

第2章 役 員

第5条 役 員

この会に次の役員を置く。

1. 本部役員 10名
会長 1名 副会長 3名 書記 3名（内教職員1名）
会計 3名（内教職員1名）
2. 会計監査 2名

第6条 任 務

役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を司る。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその仕事を代行する。
3. 書記は、この会の庶務を司る。
4. 会計は、この会の会計事務を司る。
5. 会計監査は、この会の会計事項の監査をする。

第7条 選 出

役員は総会で選出する。

選挙については別に定める内規による。

但し、会計監査は会長が委嘱し、総会で承認を得るものとする。

第8条 任 期

1. 役員の任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠役員の任期は前任者の残存期間とし運営委員会の承認を得なければならない。

第9条 顧 問

この会に顧問を置くことができる。

顧問は必要に応じ、会の運営について協議に加わる。
顧問は運営委員会の議決を経て会長が委嘱する。

第3章 委 員

第10条 委 員

この会に次の委員を置く。

1. 地域厚生委員 各地域から2名と教職員1名
(但し地域内のPTA会員が20名未満の場合は1名でもよい)
2. 学級委員 各学級から2名と教職員1名
3. 文化委員 各学級から1名と教職員1名
4. 広報委員 各学級から1名と教職員1名

第11条 任 務

委員の任務は次の通りとする。

1. 地域厚生委員
児童の安全と健康増進のための活動や地域における児童の生活環境を守り育てる。
2. 学級委員
(1) 学級における会員活動の中心になるとともに学校と家庭との相互理解を深める活動をする。
(2) 同和問題・障がい者(児)問題をはじめ人権にかかわる教育の推進を図る活動をする。
3. 文化委員
悠友遊活動とその他の文化活動をする。
4. 広報委員
会員のしおり及び会報の発行とその他の広報活動をする。

第12条 任 期

各委員の任期は1ヶ年とする。

第4章 機 関

第13条 総 会

1. 総会は年2回、会長が召集し、役員選出、予算・決算、事業計画、その他会の運営に関する重要事項を審議決定する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の1/10以上の要求があったときに開く。
3. 総会は会員の1/4以上の出席を以って成立する。
4. 議事決定は多数決による。但し可否同数のときは議長がこれを決する。
5. 委任状は総会成立のための出席者とみなすが議決権は認めない。
6. 総会を開くときは、3日前迄にその議事の内容を明示して全会員に通知しなければならない。
7. 総会の議長は運営委員及び会計監査外より選出する。

第14条 運営委員会

1. この委員会は役員、学級委員及び地域厚生、文化、広報の各正副委員長と各委員会担当教職員を以って構成する。
※臨時召集の場合は正副委員長が出席することとする。
2. この委員会は、各委員会の活動を調整し、総括的な企画運営を協議するとともに、総会に提出すべき議案を審議決定する。

3. 年間計画外で必要と認められる事項についてはこの委員会の決議において、会長がこれを執行することができる。
但し、次期総会において承認を得なければならない。
4. この委員会は会長が通常月1回召集する。また運営委員会の1／3以上の要求があったときは、10日以内に開かなければならない。
なお原則として会員の傍聴は自由とする。
5. 専門委員会の正副委員長は必要に応じて運営委員会に参加できる。

第15条 本部役員会

1. この役員会は本部役員を以って構成する。
2. この役員会は総会、運営委員会に提出する議案の作成、その他会務に必要な事項の処理をする。
3. 緊急を要する場合、本部役員会の決議において会長がこれを執行することができる。
但し、次期運営委員会において承認を得なければならない。

第16条 委員会

1. 地域厚生委員会、学級委員会、文化委員会、広報委員会はその属する委員と担当職員を以って構成する。
2. 各委員会はそれぞれの目的にそって活動する。
また該当するサークルの窓口となる。
3. 各委員会は、各委員長が招集する。
4. 専門委員会を置くことができる。

第5章 会 計

第17条 会 計

1. この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
2. この会の経費は会費とその他の収入による。
3. 会費は1家庭単位とする。
4. 会費額及び出張旅費と慶弔費については内規に定める。

第6章 その他

第18条 サークル

1. この会にサークルを置くことができる。
2. サークルはその活動の内容によっていずれかの委員会に属する。
3. サークル活動についての内規は別に定める。

第19条 会則改正附則

会則の改正は総会出席者の2／3以上の賛成を要する。

この会則は昭和48年6月8日より施行する。

(設立年月日 昭和48年6月8日)

第20条 (会員の個人情報の取り扱いについて)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

長岡第六小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長岡第六小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿、その他 PTA 活動における各種名簿の作成
- (3) 委員の選出並びに本部役員等の推薦活動

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨
(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報
の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、
法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、
直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項につい
て、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならな
い。

(改正)

第 18 条 本会の「長岡第六小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和 5 年 4 月 1 日より

昭和 4 8 年	6 月	8 日施行
昭和 5 3 年	4 月	1 日改正
昭和 5 5 年	4 月	1 日改正
昭和 5 9 年	5 月 1 9 日	改正
平成 元 年	4 月	1 日改正
平成 7 年	4 月	1 日改正
平成 8 年	4 月	1 日改正
平成 9 年	4 月	1 日改正
平成 9 年	9 月	1 日改正
平成 1 2 年	5 月 2 0 日	改正
平成 1 3 年	4 月	1 日改正
平成 1 4 年	4 月	1 日改正
平成 1 5 年	4 月	1 日改正
平成 1 6 年	4 月	1 日改正
平成 1 8 年	4 月	1 日改正
平成 2 1 年	4 月	1 日改正
平成 2 2 年	4 月	1 日改正
平成 2 3 年	4 月	1 日改正
平成 2 8 年	4 月	1 日改正

平成 2 9 年	4 月	1 日改正
平成 3 1 年	4 月	1 日改正
令和 3 年	4 月	1 日改正
令和 4 年	4 月	1 日改正
令和 5 年	4 月	1 日改正

内 規

1. 役員選出に関する内規

第1条 選挙管理委員会

1. 役員選出に関し選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）を設ける。
2. 管理委員会は学級委員5名（1～5年から各1名選出）を以って構成し、学級副委員長が選挙管理委員長を務める。
3. 管理委員会は運営委員会の決議を経て、会長が委嘱する。

第2条 管理委員会の任務

1. 選挙日ならびに立候補の届出期間を全館員に通知し選挙3日前までに候補者の役職名、氏名、地区名、在籍児童の学年（複数在籍の場合は一番上の学年）を公示する。
2. 役員の立候補受付は告示から締切までを5日間とする。
3. 立候補について選挙を行う。
4. 立候補者が定数内の場合、選挙を実施せず当選とする。立候補者がいない場合、又は定数に満たない場合は指名委員会を発足させる。
この時点で管理委員会は解散する。

第3条 指名委員会

1. 指名委員会は学級委員20名（但し学年の事情によって変更することができる）、本部役員8名、教職員2名（校長を除く）を以って構成し、学級副委員長が委員長を務める。
2. 指名員は、各学年で民主的な方法により、候補者を選ぶ。
3. 指名委員は定数に従って役員を選出する。
4. 現状の児童数に応じて、本部役員学年別選出人数を変更することができる。
5. 在校児童が複数人いる会員は、最高学年児童の学年のみ選出対象となる。

2. 委員・正副委員長選出に関する内規

第1条 学級、文化、広報委員

1. 学級、文化、広報委員の選出は年度初めに各学級で民主的な方法で行う。
※全員出席を原則とする。欠席の場合は委任状を提出すること。
2. 2学級にわたって選出されたときは高学年を優先する。
3. 各委員会の委員長、副委員長は各委員会全委員より互選する。
4. 学級委員の「補欠1」「補欠2」は代行する責務における優先順位。

第2条 地域厚生委員

1. 地域厚生委員の選出は各地域毎に民主的な方法で行う。
2. その選出決定に当たっては、前年度の地域厚生委員が本部役員の協力を得て行う。
3. 各委員長、副委員長は各委員の中から互選する。

第3条 委員被選出免除規定

1. 学級・文化・広報・地域厚生委員と各委員会正副委員長および本部役員の経験に対して下表の点数を付与し、会員本人が選出の場で免除希望を申し出た場合に限り、持ち点が8点に達した会員は学級・文化・広報・地域厚生各委員の被選出を、本部役員を経験した会員は本部役員を免除される。

学級・文化・広報・地域厚生委員・ ひまわり学級委員 (委員長・副委員長を除く)	1 点
学級・文化・広報・地域厚生委員会の 正副委員長	3 点
本部役員 (会長を除く)	5 点
本部長	8 点

※持ち点は家庭ごとに計算する。つまり、兄弟姉妹の学級で選出された際の持ち点、配偶者の持ち点、保護者代理として祖父母などが委員を務めた場合の持ち点を合算する。

※年度途中から本部役員あるいは委員になった場合も、本部役員あるいは委員を1回経験したものととして既定の点数を付与する。

※会員の経歴が確定できない場合は、広報委員会が保管している「会員のしおり」の記載を優先する。

※持ち点が8点に達している会員の立候補を、この規定を理由に却下してはならない。立候補は最優先される。

2. 持ち点が8点に満たない場合においても、一児童の保護者として委員に選出されたことがある会員は、その児童が在籍する学級の全会員に委員職が一巡するまでは被選出を免除される資格を有する。

※本部役員の経験・地域厚生委員の経験・兄弟姉妹の学級での委員の経験は、その学級での委員経験に含まない。

※一巡目が終了した会員の立候補を、この規定を理由に却下してはならない。立候補は最優先される。

3. その年度の本部役員・地域厚生委員にすでに選出されている会員は、学級・文化・広報委員の被選出を免除される。

※本部役員の補欠、地域厚生委員の補欠、または兄弟姉妹の学級での補欠にすでに決定していることは、免除理由にはならない。また、補欠に決定している会員が委員に選出された場合、補欠を選出しないことが望ましい。

尚、本部役員に関しては欠員が出た場合、上の学年から繰り上げることとする。

4. この免除規定以外の理由によって免除を希望する場合、選出の場で免除希望を申し出て、その場の話し合いによる可否の決定に従うこと。

第4条 正副委員長被選出免除規定

1. 「第3条 委員被選出免除規定」の項1と同じ条件で持ち点を合計し、5点に達した会員は、会員本人が選出の場で免除希望を申し出た場合に限り、正副委員長の被選出を免除される。

※持ち点が5点に満たない場合でも、正副委員長を務めた会員はその翌年度と翌々年度については、会員本人が選出の場で免除希望を申し出た場合に限り、正副委員長被選出を免除される。

※会員の立候補を、この規定を理由に却下してはならない。立候補は最優先される。

2. この免除規定以外の理由によって免除を希望する場合、選出の場で免除希望を申し出て、その場の話し合いによる可否の決定に従うこと。

3. 会費・旅費・慶弔費に関する内規

第1条 会費

1. 会費は1家庭1ヶ月260円とする。

第2条 旅費

1. 船車は2等及び普通車の実費を支給する。
2. 日帰りで弁当を要するときは600円を支給する。
3. 宿泊費は6,000円を限度として実費を支給する。

第3条 慶弔費

1. 教職員死亡の場合 香料5,000円と供花。
2. 児童及び保護者死亡の場合 香料5,000円と供花。
3. PTA活動における会員の事故、又は上記以外の事情があるときは、役員会の決定によって支給し、次期運営委員会の承認を得なければならない。

4. サークルに関する内規

第1条 サークル

1. 会員の有志2名以上によって、この会の目的達成のためにサークルを組織することができる。
2. サークルの新設を希望するときは本部まで届け出る。
3. サークル設置及び廃止は運営委員会の審議と承認を必要とする。
4. サークルは年度初めにサークル構成員の名簿を本部まで提出する。
5. サークルはサークル構成員によって自主的に運営される。
6. サークルは年度初めに公募する。
7. サークルは年度初めに活動計画書を、年度末には活動報告書を本部まで提出する。

会則・内規記載事項以外の改定に関する補足

1. 役員選出

- ① 選挙において立候補者の希望する役職が定数を上回った場合、立候補者間で調整してもらってもかまいません。当選者数が定員に満たない場合は指名委員会を発足し、不足している役員数について下記表①に定める定数の役員及び補欠を選出することとします。指名委員会においてもまずは立候補を優先し、定数に満たない場合は下記表②の例のように高学年から選出します。

「補欠1」「補欠2」は代行する責務における優先順位です。同学年の欠員により、補欠定数を超えた欠員が出た場合は下記表③の例のように高学年の補欠が繰り上がります。

表① 指名委員会における選出定数 ※学年は選出時

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
役員定数	1	1	2	2	2	-	8
補欠定数	1	1	2	2	2	-	8

表② 定数に満たない場合の選出事例 ※学年は選出時

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
役員定数	1	1	2	2	2	-	8
当選定数	0	1	1	2	3	-	7
過不足	-1	0	-1	0	+1	-	-1

この事例では定数に対して1名不足している。高学年から選出となるため、この場合は3年生から選出する。

表③ 欠員発生時の補欠の優先順位

例えば下表のように当選人数が確定し任期中に欠員が発生した場合。

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
役員	-	1	2	2	1	2
補欠	-	1	1	2	2	2

仮に3年生2名が欠員になった場合、1名は同学年の3年生の補欠が、もう1名は高学年からの選出対象となるため6年生の補欠が繰り上がる。

- ② 役員の役職は原則選挙管理委員会での当選者を優先します。指名委員会で選出された本部役員の役職は協議で決めます。但し、役職が円滑に決まるよう、選挙における当選者と指名委員会における選出者が役職を調整することは妨げません。また、会長については、選挙管理委員会の役員選出立候補届出が始まる前に、その年度の本部役員が学級委員会と協力し、立候補者を出せるよう最大限努力することとします。
- ③ PTAは六連協（長岡第六小学校区社会教育関係団体連絡協議会）に参加しています。平成29年度からは会長・会計・文化委員会担当の役員の3名が参加し、六連協の会計は毎年PTAが専任することとします。
- ④ 任期中に会長が欠員となった場合は、副会長が会長となり、補欠は副会長に繰り上がります。

2. 委員選出

① 地域厚生委員

・地域内の次年度4月1日現在のPTA会員数が20名未満と見込まれることにより次年度の地域厚生委員を1名とする場合は、その年度の地域厚生委員選出会議に先立ち、地域厚生委員会と運営委員会でその旨の承認を得ることとします。

・各学年からの役員選出に改正することにより、同じ地域から複数の会員が役員に選出される可能性が出てきます。会員が20人未満の地域など、地域厚生委員の選出に影響が出るのが予想される地域では、役員選出より先に地域厚生委員を選出するなど工夫していただいて結構です。地域厚生委員に選出された会員は次年度の役員は免除対象となります。

3. 役員・委員被選出免除規定

① 地域厚生委員長については平成28年度から5点としていましたが、令和3年度より3点とします。この変更による新たな点数を以前に経験した地域厚生委員長へ反映することはありません。

② 内規に記載されている免除規定以外の理由で免除できる事項は各学年で設定し、その学年が6学年を修了するまで適用します。なお、免除事項の決定は学級委員会及び運営委員会で行います。

③ 各学年の全会員に委員職が一巡した後、二巡目以降は付与された点数の少ない家庭（おおむね3点以下で学年の状況に応じて判断）から選出することとします。但し、学年の状況に応じて免除対象と決定され免除希望を申し出た場合には免除されます。